

第1回定例会

「佐呂間町議会基本条例」を制定しました

本条例案を策定するにあたり、令和2年2月から基本条例小委員会を立ち上げ、10回以上の会議を重ね検討してきました。様々な他市町議会の基本条例を参考とし、視察にも行き、令和3年度には上程できる見込みでしたが、町議会議員選挙の改選を迎え、新たな議員が加わったこともあり、再度内容の確認等を行い、併せて「佐呂間町議会議員政治倫理規程案」の策定も行い、令和5年4月1日から施行しました。

議会基本条例とは

議会議員と町長は、町民の福祉向上のためにそれぞれの役割を果たし、議会の中で様々な話し合いを行い、民意を的確に反映するという共通の使命があります。

町議会として、町民に開かれた議会を目指し、議会に与えられた権限と役割を最大限に発揮するため本条例を制定しました。

条例の内容は

本条例は、前文及び8章23条で構成されています。

前文では、議会が自ら果たすべき役割や責任を認識し、町民に開かれた議会を目指すなど、地方分権時代の議会のあり方を明確にし、町民の福祉向上のために取り組む決意を示し、議会における最高規範として本条例を制定する旨を明記しています。

また、第1章では総則（目的）、第2章では議会及び議員の活動原則、第3章では町民と議会の関係、第4章では町長等と議会の関係、第5章では議員間による自由討議、第6章では議会機能の強化と体制整備、第7章では議会定数、議員報酬及び政治倫理、第8章では条例の位置付けと達成度の検証という構成になっています。

ここで、特に町民と関わりのある項目として、第3章のうち第7条（町民と議会の協働）について、7項目を規定しています。

- ① 議会の果たすべき重要な責務として、町民に対し議会の活動を公開し、説明責任を果たします。
- ② 議会の会議は、基本的にすべて公開し、町民が参加できる議会運営をします。
- ③ 町民と議会は双方向の関係を築くことが必要であり、議会懇談会などにより、町政に関する課題や議会活動について意見交換の機会を設けます。また、その意見を把握することで、議会や議員の政策立案に反映させる力を強化します。
- ④ 請願等を審査する場合は、必要に応じて請願者本人に意見を求めることができます。
- ⑤ 議会の調査や審査において、参考人制度等を活用し町民の意見・識見を聴取して、討議に反映します。
- ⑥ 議員の採決態度などを公表し、町民に議員の活動を評価できる情報を提供します。
- ⑦ 町民の参加と連携を高めるため、議会報告会（議会懇談会）を年1回以上開催し、議会活動に反映させます。

※条文を分かりやすく解説した形にしています。

議会議員政治倫理規程とは

本条例の第3章のうち、第20条（議員の政治倫理）では、議員の活動は多様であり、政治倫理の判断は単純ではないものの、議員としての影響力を不正に行使用するなど、町民の疑惑を招くことのないよう行動することを規定しており、この条項に基づき議員は自ら進んで高潔性を実証するよう努める責務があることを規定しています。

また、政治倫理基準として、権限や地位を利用していかなる金品も授受しないこと、町民の安全安心を脅かす恐れのある行為をしないなど当然のことが規定されていますが、改めて議員としての立場を認識するための内容となり、それらの基準に違反している疑いがあると認められる時は、町民や議員が調査請求することができる旨を規定しています。

